

※お詫びと訂正：下記の記事の一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。
 歯科健康診査の受診券は、都合により、5月中には送付できなくなりました。対象となる方には、後日、改めて送付いたします

後期高齢者「歯科健康診査」を実施します

市では、後期高齢者の皆さんに向けて「健康診査」を実施していますが、今年度からはこれに加え「歯科健康診査」を実施します。健康で長生きするためには、歯と口の健康を保つことが大切です。高齢になり、口の機能が低下すると、全身の健康や生活の質にも影響を及ぼします。痛みなどがなくても歯科健診を受けて、歯や口腔内の健康を保ち、健康寿命を延ばしましょう。

◇受診券について

対象となる方には5月中に受診券を送付します（後期高齢者「健康診査」の受診券と同封して送ります）。有効期限は平成30年3月31日までです。



		健康診査	歯科健康診査
対象の方		小樽市に住んでいる後期高齢者医療制度の被保険者 (長期入院されている方や施設へ入所されている方などは除きます)	
自己負担額	課税世帯	800円	無料
	非課税世帯	無料	
申し込み先		受診券に記載されている医療機関へ直接予約してください。	市内の歯科医院へ直接予約してください。
受診に必要なもの		<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療健康診査受診券 受診にかかる費用 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療歯科健康診査受診券
診査項目		医師による診察、血液検査、尿検査等	歯の状態、義歯の状態、かみ合わせの状態、口の中の衛生状況、歯周組織の状況等

☒詳細 後期高齢・福祉医療課 ☎④111内線312、☎⑤0120

市内で新たに創業する方を応援！

平成29年度小樽市創業支援補助金

市内で新たに創業する方に、事務所・店舗等（事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点）の家賃や内外装工事費、融資返済額の利子分を補助する制度です。

～補助対象事業と補助内容等～

補助対象事業	内容	補助率など	補助限度額など
事務所等家賃補助	創業後の事務所・店舗等の賃借料を補助します	2分の1	補助期間は賃借料の支払い6カ月分までで限度額は月額5万円
内外装工事費補助	創業に当たり事務所・店舗等の内外装工事費を補助します（工事は市内業者限定）	2分の1	限度額は100万円
利子補給	創業初期の融資返済額のうち、利子分を補助します	—	補助期間は利子の支払い12回までで限度額は合計10万円

～補助対象者～

対象となるのは市内に事務所等を設置し、新たに創業する方で次の要件を満たす方です。

- 本市創業支援事業計画に基づく認定特定創業支援事業による支援、またはそれと同程度であると市長が認める支援を受けていること
- 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外）を行うための創業であること
- 許認可等を必要とする業種の創業にあつては当該許認可を受けること
- 創業の日に代表者となる方が、市内に住所を有していること
- 代表者となる方が市税を滞納していないこと
- 市内金融機関（北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、小樽信用金庫、北海信用金庫、日本政策金融公庫）の融資を利用すること



※市の「商業起業家定住促進事業助成金」のほか、国や道等の創業に対する補助制度を利用する方のうち、重複した補助を受ける方は対象外です。

◎申請方法など詳しくは産業振興課へお問い合わせください

☒詳細 産業振興課 ☎④111内線263、☎③7432